

## 事業継続支援金（県制度）

支援本部相談窓口（073-441-3301）

新型コロナウイルスの影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した県内に主たる事業所を有する事業者の事業継続に向け、支援金を支給

- ・ 対象者：**ひと月<sup>(\*)</sup>の売上高が前年同月比で50%以上減少した県内に主たる事業所を有する事業者**（原則、国の持続化給付金<sup>(P2)</sup>の給付を受けた事業者が対象）

(\*)令和2年1月~12月のいずれか

※ホテル等の観光関連事業者で県外本社の場合は、県内に事業所を有する者であれば対象

※令和2年1月~5月の創業者にも対象を拡大

- ・ 対象月：令和2年1月~12月（国の持続化給付金<sup>(P2)</sup>と同様）
- ・ 支給額：**従業員規模に応じ、原則、20万円から100万円**

常時使用する従業員の数	支援金基準額
5人以下	20万円
6人以上100人以下	30万円
101人以上300人以下	50万円
301人以上	100万円

※国の持続化給付金の上限額に満たない事業者は、上記表から按分措置あり

- ・ 受付等：令和3年2月28日まで